

## 緑化用苗木等配布事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、松阪市の公共的施設の緑化を促進するため、緑化用苗木の配布に関し必要な事項を定めるものとする。

(配布対象)

第2 配布対象は次のとおりとする。

① 公共施設

当該施設の職員等の緑化活動により、その成果が期待でき、かつ、地域の緑化に貢献のできる次の施設とする。(苗木配布地が、特定者だけに限らず誰でも利用できる施設であること。)

1. 市の施設
2. 国、県の公共施設
3. 市立学校、幼稚園、保育所
4. その他公共施設に準じるもの(自治会の管理施設等)

② 記念行事

1. 市が主催する各種記念行事において行う記念植樹等
2. 市以外の記念行事において市代表が行う記念植樹

③ その他①及び②に準ずるもので市長が必要と認めた箇所及び事業

(苗木の種類)

第3 苗木配布は原則、樹木類の樹種に限るものとする。

(苗木の予算)

第4 苗木配布予算は、一地域5万円未満とする。(予算の範囲内)

(苗木の配布申請)

第5 緑化苗木の希望者は、次の内容を記載した緑化用苗木配布申請書を市長に提出する。

1. 希望の緑化用苗木の樹種、規格、希望本数を詳細に記入する。
2. 植栽場所は、所有者の承諾を必要とし、植栽後近隣に迷惑とならないようにする。
3. 植栽及び植栽後の管理を、管理者が責任を持って行うこと。
4. 植栽位置図と植栽前の現地写真を添付する。
5. その他必要事項を記入する。

(苗木の配布決定)

第6 市長は、前項の申請書の内容を審査し、配布対象施設ならびに配布の時期、樹種、及び数量を決定して、申請者に連絡するものとする。

(苗木の植栽)

第7 苗木の配布を受けた申請者は、すみやかに植栽をするとともに、植栽効果があがるよう適正管理に向け配慮する。

(植栽の完了)

第8 植栽が完了したら、すみやかに緑化用苗木植栽完了報告書(植栽後の写真を添付)を市長に提出する。